

「困ったときは 民商へ」とまわりの方に紹介をお願いします

発行：2021年7月26日(月) No.434

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8111
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

国は中小業者を救う迅速な対応を！

中小企業庁は業者を救え！不備ループやめさせよ！

全商連が、7月14日、一時支援金の「不備ループ」問題で中小企業庁への要請行動を行いました。

朝10時から、衆議院第二会館会議室で行われた交渉には、名古屋北部民商から会員のUさんと事務局長が参加。一時支援金を申請した人のなかで、不備を修正しても、さらに追加を求められる「不備ループ」になっている人がいるとして、中小企業庁に対して、改善を要求しました。Uさんは、トップバッターで発言。「こどもの頃から卓球を始め、実業団でも一定の成績を得て、卓球に携わる仕事がしたいと、教えてきました。コロナのために、生徒があまり来られなくなって、かなりの減収となったが、頑張っている生徒のためになんとか続けようと思っています。去年は、持続化給付金などで助けてもらい感謝しています。しかし、意味が分からないような長文のメールを送られたり、修正しても、さらに資料を求められたりして困っている。私の仕事は、世の中に必要かどうか分からないが、私にとって生き死にの問題」と切々と訴えました。兵庫県のエステサロン経営の女性も「お客様のために続けようと頑張っている。数十ページの資料を添付したのに、10分ほどで不備メールがきたのは何故なのか、見てもらったのか、これまで働いてきた事を否定されたような気持ち」と語りました。西宮民商事務局長は、これ以上何を出したら不備ループから抜けられるのかとコールセンターで尋ねたところ「不正の手口を教えることになる」と言われたと告発。他にも、新宿民商や千葉県連代表が発言。同席した、日本共産党田村智子議員はじめ3人の国会議員からも「こうした声に耳を傾け、迅速に支給すべきだ」と訴えたことに対し、中企庁の担当者は「審査を期限を切って打ち切らないようにする」「コールセンターの対応も改善したい」と述べました。午後は、全商連会長はじめ、事前確認に携わった税理士や行政書士も参加し、経済産業省前で抗議行動が行われました。



自然災害と弁護士活動 弁護士 山内 益恵

令和3年7月3日、静岡県熱海市伊豆山地区で土石流が発生し、一帯の住宅が流され人命にも被害が生じました。茶色い土石流が押し寄せる、生々しい映像が繰り返しテレビ等で流されていますが、その度に目が釘付けになります。消防や警察などの必死の救助活動の様子も取り上げられています。被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。そして今後二次災害等に巻き込まれませんよう、お祈りいたします。どうかお気をつけてお過ごしください。さて、今回の土石流災害に関して、静岡県弁護士会は、被災当日に、会長談話を公表しました。Twitterを利用して、拡散しやすい形にされているそうです。その会長談話にもあるのですが、自然災害と弁護士というもの、なかなか結び付かないと思います。しかし弁護士は常に、弱い立場、苦しい立場にいる市民の皆様に真摯に向き合い、力を尽くすことを使命としています。救助や救命の活動を直接担うことはできませんが、現地でのお困りごとに耳を傾け、必要な支援制度その他の情報をご提供する活動や、面談や電話での無料相談活動など、弁護士ならではの活動があります。東日本大震災以降、大きな災害の情報に接するたびに、各地の弁護士会や弁護士同士のネットワークは広がり、被災者の方への支援活動を支える仕組みが強化されてきました。例えば、人吉や球磨を中心に大被害が生じた熊本豪雨災害が発生したのは、昨年7月4日。あれから1年です。けれど熊本県弁護士会では、今年も「豪雨臨時電話相談」を実施しました。豪雨災害に関する法律相談のニーズ（住宅ローンなどについての二重ローン問題や住宅リフォームに関するトラブル等）は、いまでも続いています。災害のときには、身の安全確保が第一です。しかし身体や財産に被害を受けたり行政の対応に疑問があれば、どんな小さなことでも、弁護士に相談していただきたい。

お知り合いで被災された方があれば、ぜひそのようにお伝えください。地元弁護士会の無料法律相談などの活動は、弁護士会のウェブサイト等で確認できるとのことです。